

法務委員会

議録第

本国会召集日(平成六年一月三十一日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 高橋 辰夫君
理事 小澤 潔君
理事 島村 宜伸君
理事 小森 龍邦君
理事 枝野 幸男君
理事 奥野 誠亮君
理事 塩川正十郎君
理事 津島 雄二君
理事 坂上 富男君
理事 渡辺 嘉藏君
理事 星野 行男君
理事 荒井 聰君
理事 大口 善徳君
理事 吉田 治君
理事 笹川 堯君

平成六年三月二十五日(金曜日)
午前十時四十分開議

- 出席委員
委員長 高橋 辰夫君
理事 小澤 潔君
理事 島村 宜伸君
理事 小森 龍邦君
理事 枝野 幸男君
理事 塩川正十郎君
理事 津島 雄二君
理事 坂上 富男君
理事 渡辺 嘉藏君
理事 西川太一郎君
理事 荒井 聰君
理事 富田 茂之君
理事 吉田 治君
理事 笹川 堯君
理事 齊藤斗志二君
理事 山本 有二君
理事 山田 正彦君
理事 倉田 栄喜君
理事 田原 隆君
理事 浜野 剛君
理事 永井 哲男君
理事 柴野たいぞう君
理事 山岡 賢次君
理事 築瀬 進君
理事 若松 謙維君
理事 正森 成二君
理事 徳田 虎雄君

出席國務大臣
法務大臣 三ヶ月 章君
出席政府委員
法務政務次官 佐々木秀典君
法務大臣官房長 原田 明夫君
法務大臣官房司 永井 紀昭君
法法制調査部長 永井 紀昭君
法務省民事局長 濱崎 恭生君
法務省刑事局長 則定 衛君
法務省矯正局長 松田 昇君
法務省人権擁護局長 寛 康生君

委員外の出席者
最高裁判所事務総局総務局長 浦井 紀夫君
最高裁判所事務兼最高裁判所事務総局行政局長 今井 功君
最高裁判所事務総局刑事局長 高橋 省吾君
法務委員会調査室長 平本 喜藏君

委員の異動
二月十六日
理事 島村 宜伸君 補欠選任
理事 小森 龍邦君 補欠選任
同日
理事 枝野 幸男君 補欠選任
理事 塩川正十郎君 補欠選任
理事 津島 雄二君 補欠選任
理事 坂上 富男君 補欠選任
理事 渡辺 嘉藏君 補欠選任
同日
理事 西川太一郎君 補欠選任
理事 荒井 聰君 補欠選任
同日
理事 吉田 治君 補欠選任
同日
理事 若松 謙維君 補欠選任
同日
理事 正森 成二君 補欠選任
同日
理事 徳田 虎雄君 補欠選任

西川太一郎君
星野 行男君
若松 謙維君
大口 善徳君

三月二十四日
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
同日
不動産訴訟の貼用印紙額の算定等に関する請願(錦織淳君紹介)(第五五八二号)
は本委員会に付託された。

二月二十八日
死刑制度の廃止に関する陳情書(東京都品川区南品川五の九の内田政行外千六百五十七名)(第一〇号)
法律扶助に関する基本法の制定と財政措置の拡充・強化に関する陳情書(福岡県田川市中央町一の一田川市議会内清水宣亮)(第一二号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 この際、お諮りいたします。本日、最高裁判所浦井総務局長、今井民事局長兼行政局長、高橋刑事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高橋委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、趣旨の説明を聴取いたします。三ヶ月法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○三ヶ月國務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。まず第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件の

適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を十人増加しようとするものでございます。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、一方におきまして、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び破産事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判官以外の裁判所の職員を五十七人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十二人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本有二君。

○山本(有)委員 それでは、この法律改正案について御質問いたします。

まず、この法律案の取り扱いでございますが、この取り扱いについて、日切れ法案であるか否か、随分いろいろもめた経過がございました。あえて毎年これを日切れにしている、それは厳密に言えば日切れではない法律案を日切れにしている、そういったことの必要性をお聞きいたします。

○浦井最高裁判所長官代理者 この裁判所職員の増員に関する定員法の改正、従前から一貫して日切れの扱いをお願いしてきておるわけでございまして、厳密に言いますと、確かにございまして、この法律が三月中に成立しませんが法律上の増員措置をとることができなくなるのかと言われますと、法律上はそういうことは確かにござい

ません。ただ、現実の問題として、裁判官の増員の場合で御説明いたしますと、判事補増員の給源といえますのは、司法修習生として二年間修習を終えられた修習生、そこにしか実は給源はございません。この修習生といえますのは、御承知のとおり三月には二年間の修習を終わりますので、四月からいよいよ任官ということ、いわば待機をしておる状況でございます。

ことしの場合、幸い皆様方の御支援のおかげもございまして、百名以上の裁判官任官希望者を現在のところ確保できております。仮に今回この十名の増員が三月中にお認めいただけませんと、実はこの百名を超える者のうち十名程度の者は任官時期を四月にはできない。法律が通りましますの間、ほかの人よりおくれた形で任官をしていただかないといけない、そういう事態になってくるわけでございます。

裁判官の場合は、判事補になりましてから十年経過いたしますと判事になるというふうな後の処遇といえますか、そういうものがこれからはいよいよ生おかれてしまうという事態にもなりますので、それはやはり人事管理としては避けたいといけないことであろう。そういうふうな観点から、従前からこの法案の処理を日切れでお願いしておるわけでございます。

○山本(有)委員 任官希望者、裁判官になる人の数がふえる年は不況だと言われておるのですが、まさしくそれを反映しているような、そんなことであります。いずれにしても、裁判官の任官がふえることは、事件処理については大変有効なことであるから喜ばしいわけでありまして、もう一つその法律についてでございますが、

我々にとりまして、毎年度末になりますとこの法案が出てまいります。何となくそれでは、ほかに公務員の皆さんがたたくさんおいてなるわけだし、特に検事さんだつて裁判官さんと似たような仕事であろうと思うのですが、この裁判所の職員法だけがこうやってどんどん出てくる。それに対して疑問もあるわけですね。総定数を決めて欠員

補充をしたらどうかというふうな考え方もあるわけ、その方が毎年毎年国会を煩わさずに済むわけですから議会の能率上いような気もいたしましけれども、そのあたり御所見はございますでしょうか。

○浦井最高裁判所長官代理者 従前から何度か今委員御指摘のような指摘を受けておりました、確かに定員数の計画的、弾力的な運用と申しますか、そういう面からいたしまして、御指摘のようには総定数を法律で決めておきまして、毎年の細かいと申しますか、増員は、予算なりあるいは最高裁判所で決めます規則等で決めていけばいいのではないかと御指摘、なかなかもつともな点があるというふうな考えをお聞かせいたします。

ただ、実は裁判所の定員の場合は、行政機関全体についての総定員法の考えと違っています、行政機関全体の総定員法の考え方と違っています、各省庁で取り扱っておられます分野の行政面での需要がその時代時代によって各省庁動いてくるであろう。それを全体として見まして一定の人数で賄う、そういう枠を決めまして、その時代の動きに応じて各省庁ごとの定員を流用していくといえますか、そういうふうな考え方で運用されておるのかと思っております。しかし、裁判所の場合は、やはり基本的には事件を処理する官庁でございますので、事件処理の需要がどの程度出てくるかということに応じて定員が決まってくるという面がございます。

そうしますと、今委員御指摘のように、将来の一定のある時期を一応目標にしまして、その時点でどの程度の裁判官なら裁判官以外の職員数が必ずやかというところを見きわめて、ある程度大きな枠をついておくという考え方をとるにいたしました。でも、その時点でそれではどの程度の事件数が見込まれるのかとか、あるいはいろいろな裁判事件の処理の方法がどういふふうな形に固まってくるのかというふうなところを見定めませんと、なかなか理想的な人数というものは設定が難しいわけでございます。事件数というのは、これは非常

に時代によって変わる面がございまして、最近ですと、バブル経済後の不況を反映した破産事件、執行事件というのが急激にふえておりますが、これまた少し社会状況が変わりますと減ってしまうというふうな時期もございまして。

それから、実は裁判のやり方自体必ずしも確立したモデルというものができておるわけではございませんで、現に現在民事訴訟法の改正が議論されておりますが、そこでは民事訴訟の運営自体についていろいろ新しい試みを検討されておるようございまして、今後、この検討がどうなるかによりまして民事訴訟自体の運営の仕方というものもかなり変わってくる面がございまして。そういうふうな面をすべて見ながら、将来、例えば十年後、裁判所全体としてどれだけの人数があれば支障なく事件を処理していけるかということ計算すると非常に難しい面がございまして、そういう面があるものですからなかなか御提案のような方策が実現できないわけでございます。

ただ、御指摘の点には非常に示唆に富む面があるかと思っておりますので、我々の方でもいさし時間をかけてこの問題を検討させていただきたいと思っております。

○山本(有)委員 毎年毎年、そして日切れで扱うということはもういたし方ない必要性があるように、私もそれはその御説明でも思いますが、なお検討をよろしくお願いいたします。

今度の法律改正案では判事補さん十名を増員するということですが、過去十年ぐらいたつと見てまいりますと、去年が七人、その前の年が七人、その前の年が五人、その前の年は簡裁判事が五人というふうなことで、最近では一番増員数が多いのです。ね、もちろん任官者も多いかもしませんが。

簡裁の民事、刑事の推移を見ますと、簡裁の事件というものは六十年ぐらいたつと減っているし、少年事件も最近減っているし、あるいは少年保護事件も減っていますし、そういうふうなこ

とを考えていきますと、十人ふやしてかつ職員を二十五人ふやす、こういうことについてもう一つわかりにくい点があるわけです。その点についてお伺いいたします。

○浦井最高裁判所長官代理者 増員必要数をどういう手法で計算していくかというのにはなかなか難しい面がございます。統一的な理屈をつけてというところが非常に難しい面がございます。特に裁判官の場合、委員御指摘のように、人数をふやしても果たしてそれだけの候補者を確保できるかどうかという面もございまして、任官候補者がどの程度確保できるかというふうな点も見ながら、この増員をお願いする数を検討していかなければならぬという面もございまして。

今回の増員の理由としましては、提案理由にもございまして、大きく分けまして三本の柱がございまして、一つは地方裁判所の民事訴訟事件の審理の充実という点でございまして。これもどうも抽象的な説明になってしまうわけでございますけれども、最近非常に社会生活のテンポも速くなっておりまして、そういう社会生活のテンポから見ますと、現在の民事訴訟といえますのは、簡単な事件だと比較的早く判決が出るのでございましてけれども、少し難しい事件になりますと判決までに二年以上の時間がかかってしまうというふうなものも非常に多いわけでございます。そういうテンポというのはいやほり今の時代の要請からすれば問題があるんじゃないか。こういう問題を解決するためには、やはりもう少し民事訴訟事件の審理の運営の仕方自体、今までと違いたいような工夫をやっていく必要があるんじゃないか。

例えば、民訴の審理というのはどうしても公判廷での審理が中心になってくるわけでございますけれども、公判の審理を開きます前に十分当事者との間でいろいろな形で連絡をとって準備を進めていくとか、あるいは各公判期日の間にも当事者と裁判所の間で十分連絡をとって、公判期日以外で処理できるようなものはできるだけその段階で

処理してしまうというふうな、そういう工夫も要るんじゃないか。そういうふうな工夫をいろいろ重ねることによって民事訴訟の審理期間をこれまで以上に短縮していきたいという考え方があられるわけでございます。そのためにはやはり裁判官を中心とします人的な陣容を従前以上に強化していきたいと、なかなかそういう工夫も実現できないという面もございまして。

それからもう一つの柱が、執行事件それから破産事件の急増に対しまして、その事件処理の体制を充実強化していきたいという点でございます。最近、新聞等でも出ておりますので御承知かと思っております。執行事件、破産事件、五年前に比べて五倍とかいうふうな事件数になっております。執行事件とか破産事件といえますのは判断の内容もいろいろ難しい問題がございますが、それに付随していろいろ関係者に照会を出したり、通知をしたりというふうな、いわば判断に付随する事務と申しますか、そういう事務が非常に煩雑でございまして、その関係の手数というものが非常にかかる事件でございまして。こういうふうな急増しております執行事件、破産事件の処理のためには、やはり裁判官というよりはむしろ書記官を中心とした増員をお願いしては、処理体制を強化していく必要があるのではないかと、そういうふうな観点から今回のような人数の増員をお願いしております。

○山本有委員 御答弁にございましたように、執行事件、破産事件、これはバブルの崩壊という世の中の現象でありまして、そういう世の中の現象に合わせて裁判官を決めていくということでございます。それに対しては、これは私も認めさせていただきますところでございます。しかし、考えて見ますと、この法律というのは紛争がなければ職員は要らないという考え方に基づいているようでありまして、理想国家、紛争がなくなれば裁判所がなくなるというおもしろい考え方をしているなと私は逆に思っています。世の中、太古の昔から紛争はなくなっていませんからこれはあり続けるだろうと思えますけれども、なくなる世の中をお互い希求していきたいと思えますので、裁判官が増員できないような、そんなふうな国であればいいなというふうな感じがいたします。

次に御質問をさせていただきますのは、こうやって予算を使って人をふやすというのには、今の風潮からするとちょっとおかしいのではないかと、一瞬、新聞、テレビを見まして、裁判官がふえる、職員がふえるというのには、何となく今のトレンドに合っていない。何でそう感じるかというと、それはやはり臨調、行革審、こういった最終答申が出てくるにもかかわらず、一方でこういった話題が出てくるというのは、もう一つ理解しにくいところが国民の皆さんにあるのだろうと思えます。そこで、臨調、行革審、特に第三次行革審の最終答申を見ても、裁判所あるいは立法府、そういうところのコメントはございませぬ。調べてもらいますと、過去の臨調答申に、昭和五十六年六月二十二日の第一専門部会等で初めて「立法府や司法府においても同様の観点から自発的に効率化の努力をされることを要望したい。」あるいは行政改革としての性格上、行政部門だけではなくて、国民各層が負担を分かち合い改革に努力するという趣旨から、立法府、司法府においても合理化、効率化の努力をしろ、さらに会計検査院においても、あるいは司法府においても簡素化、効率化を徹底されたいというような言葉が散見されております。いわば司法府も、裁判所もこの例外でない。とにかく政府が余り大きくなって国民に負担を強いるというのは、今の世の中、おかしいぞ、こういうような意見が出ております。

○浦井最高裁判所長官代理者 御指摘の臨調等の答申におきまして、その組織の簡素効率化という要請というのは、何も行政機関のみに当てはまる問題ではなくて、司法府についても同様に当てはまる時代の要請なのだ、そういう指摘があることは私どもも承知しております。また、実はこういう指摘をまっすまでもなく、裁判所におきましても、組織の効率化あるいは簡素化という観点から裁判所の運営の自主改革を行っていく必要があると考えまして、いろいろな面で努力を行ってきております。

実は裁判所の仕事、大きく分けまして、裁判の事件を処理します裁判の部門と、それからそれ以外の、例えば裁判所内部の人事の問題とかあるいは会計の問題を処理します事務局の部門、この二つの部門がございまして、事件を処理します裁判部の方について申しますと、これは先ほど申しましたように、やはり事件数がある程度どう動いてくるかでその業務量が自動的に決まってくるような部門でございまして、一律に削減目標というふうなものをつくりまして人員なりなんなりを削減していくことは非常に難しい面がございまして。ただ、それ以外の一般的な事務局の部門、これは一般的な行政事務をやっておりますので、こういう部門につきましては、ほかの行政の組織でお考えになっておきますような効率化という点を同様に進めていかなければならないだろうというふうな考えでございまして。

そこで、裁判所が自分の体をスリムにするようにダイエットしているかどうか、その御努力を、今までの御努力それから将来の努力目標、メニュー、そういったものがありましたらお聞かせください。

それから、裁判部門につきましては、先ほど言いましたように、なかなか行政部門と同じような形での合理化というのは難しい面がございまして、個々の事件ごとの裁判官の判断と申します

最近十年間では、合計いたしましてこの部門で、全国でいいますと三百六十七名ぐらゐの人員の削減を行ってきております。

三

か、そういうものが中核になってまいりますので、そのところを機械化したりというような面は非常に難しいわけでございます。

ただ、事件によりましては、中心的な判断以外の周辺のなごころといえますか、例えば書類を作成したりあるいは計算事務をやったりというふうな面の事務が非常に多いという事件もございませう。執行事件でいいますと、これは一定のいわば法則に基づきまして配当の計算をしまして配当金をお支払いするという手続でございますので、計算事務が非常に多くなります。それから、督促事件、支払い命令の事件では、いろいろな書類をつくりましてそれを送付したりするという事務が非常に重要になってまいります。そういう面につきましては、コンピュータでありますとかワープロでありますとか、そういったいわゆるOA機器を用いまして事務の合理化を図ることができるといふわけでございます。

裁判所におきましても、かなり大規模なそういうOA機器の導入をこういった分野の事件につきましては考えておられます。いろいろな工夫をやってきておるところでございます。今後ともそういった工夫を我々の方としても進めていきたいというふうな考えております。

○山本(有)委員 やはり裁判所は紛争処理という定めがありますから、この部分を削るわけにはいきませんが、ほかの部分、一生懸命努力していただきたいと思っております。

裁判所がそういう臨調、行革審にうたわれている心を体現するならば、裁判所が一生懸命臨調、行革審の魂を具現していることと努力するならば、要はやはり事件の処理能力の向上だということに私は思っています。処理能力向上を図れば図るほど、国民の皆さんは早期に紛争が解決しますし、それからまた、裁判所に対する信頼がどんどん出てくるだろうというように思っています。

そこで、私がいろいろ散見する中で、二、三、三点あるいは四、五、事件処理能力について今御努力いただいているのではないかなと思うことを

ちょっとお伺いさせていただきます。まず最初に和解。これは和解というのは、双方が出てきて、話し合いましたらそれでどう訴訟が終わるわけですから、和解をできるだけ早くして、判決書きせずにそのまま当事者納得の上で帰ってもらおう、それが訴訟の進め方としては、訴訟事件がなくなるわけですから、一番いいと思うのです。

和解でも、とにかく和解の手続一つとっても、なかなかすぐに和解に入ってくれなかったり、タイミングを失っていったりするようないいこととありますし、和解のテーブル自体も、例えば裁判官さんの方が偉いところに座って、何となく和解しにくいところがあったりというふうなこともあって、例えば高知地方裁判所なんかでは、新聞に載っていましたけれども、丸いテーブルを導入したと。なるほど丸いテーブルを導入するだけでもちょっと気分的に違うかなと思ったりしまして、裁判所も味なことをやるわいというように思ったりわけですが、こういう和解についてどのように御努力されているか、お聞かせください。

○今井最高裁判所長官代理者 和解の話でございますが、今御指摘がございましたように、民事裁判は私人間といましようか、国民の私人間の争いでございまして、本来話し合いで解決できれば一番都合がいいといましようか、そういうことで、裁判所としても、最近では和解に相当努力をしておるといふことであります。

昔は、もう相当前に我々が任官したころは、和解判事になるなれというふうなことを言われまして、安易に和解をしてはだめだ、ちゃんと判決をしろ、こういうふうなことを言っておられた方もありますけれども、最近ではむしろ和解の紛争解決機能ということを重視しまして、例えば、判決がありまして、執行というところになりましていろいろ問題がありますし、なかなか難しいところもある。ところが、和解ですと、納得ずくというところですので、その履行も十分確保できるというふうなことでございます。最近では、大体全

国の事件のうち三分の一強というのが和解で行われております。

それで、和解のためにどういう努力をしておるかというところでございますが、何といたしてもこれは当事者の話をよく聞くということが前提でございます。話を十分聞いて、その上で両方の納得のいく解決ができればいい。そのためには、今おっしゃいましたような和解の場といましようか、和解をする部屋でございます。これは施設の問題でございますから、一朝一夕にすぐというわけにはいきませんが、庁舎ができたときにはできるだけ和解室、和解の部屋をたくさん確保するというふうなこともいたしております。

それから、和解室のしつらえでございますけれども、先ほどラウンドテーブル、丸い方というふうな話ございましたが、ラウンドテーブルは実は和解というよりはむしろ傍聴席も設けたいわゆる法廷として設けたものでございます。したがって、そこでは、口頭弁論といましようか、当事者がどういう主張をして、どういうところを争い、また争わないか、そういうような主張の整理のために使うという、これが主目的ではございます。しかし、そこでももちろん、ああいう部屋でございますから、和解は十分できるし、雰囲気も非常によろしいんじゃないかということでありまして、いわゆるラウンドテーブルというのは、ここ数年全国に設置をするというところで、大体ほとんどの地方裁判所に少なくとも一つはございえるというところで今進めておるところでございます。

そのほかにも、いろいろ環境整備というふうなことに配慮をしなければいけないだろうと思っております。

○山本(有)委員 事件の処理のことを聞く上において、やはり今の事件の現状、そういうものを先に聞いた方がいいかと思っておりますので、ここで、最近の事件の動向、そして民事、刑事訴訟の事件数、こういったものの推移と、そして原因、対

策、こういったものがわかればちょっと教えてください。

○今井最高裁判所長官代理者 まず、民事の関係について御説明いたします。

お手元に「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案関係資料」という資料がございますけれども、その十九ページ以下に事件の新受件数が出ておるわけでございます。

民事の関係で言いますと、最も主要な訴訟について申し上げますと、地方裁判所におきましては、十九ページの下の表であります。ここでおわかりいただきますように、第一審訴訟を見ますと、昭和六十一年に「たんびく」であったわけですが、昭和六十一年に「たんびく」であったわけですが、平成二年が底になっております。それから、平成三年、四年というふうな増加をいたしております。この表にはございませぬけれども、平成五年の地裁の民事第一審訴訟であります、二十二万八千八百八十二件というところで、急増しておるわけでございます。

それから、同じように簡易裁判所の第一審訴訟をとって見ますと、次の二十ページの下の表の一番上でありますけれども、これも平成二年ごろに底になりまして、平成三年、四年と急増いたしました。平成五年でございますけれども、これも一、二件と申し上げたのは簡易裁判所でございます。大変失礼いたしました。地方裁判所の平成五年は十五万二千四百一件でございます。こういうことで非常に訴訟は増加しております。

それから、ほかの事件も大体同じような傾向でございます。執行事件でございますが、これは一番最後の二十二ページに表がございます。上の表であります。不動産等競売事件、これは強制競売、担保権の実行としての競売合わせまして、この表にございますように、やはり平成二年ごろに底でございまして、その後増加をいたしました。平成五年、これは表にはございませぬが、六万二千八百九十一件、こういうことで増加してお

るわけでありす。債権その他の強制執行あるいは事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等の事件というの増加しております。

それから、よく話題になります破産事件でございますが、これもまさに急増ということでありまして、平成二年あたりが一万二千件ということでありましたが、平成三年にその約倍、それから四年にもまたその倍ということでございます。幸いにしまして平成五年は平成四年とほぼ横ばいでございまして、四万六千二百六十六件、こういう状況でございます。

これは、いずれも民事事件と申しますのは経済事情の変動に非常に大きく左右されるという傾向がございまして、恐らく最近のバブル崩壊に基づく不況というものが非常に大きく影響しておるのではないかとございまして。

この対策でございますけれども、先ほども総務局長が答えましたけれども、例えば民事訴訟におきましては、審理の充実ということで今いろいろ努力をしておるわけでございます。どういふことをしておるかということですが、かいつまんで申しますと、民事訴訟の審理の中で、最も中心的なものは法廷における口頭弁論、こういうことでございますけれども、それは裁判官及び両当事者代理人が一堂に会しまして、しかも法廷という場を使ってやるということで、なかなか日程的にもそうすぐには日がとれないというようなことがございます。したがって、その大切な口頭弁論期日を充実するためには、その準備が非常に大事だ、こういうことでございます。

具体的に申しますと、訴状を出したいたく場合、訴状の記載事項の充実と申しておられますけれども、骨だけの訴状ではなくて、なぜこういうことになって訴状が出たのか、相手方は争っておるのかいないのか、こういうようなことも書いていただく。あるいは書証の早期提出ということでありまして、登記の事件ですと登記簿謄本、それから離婚の事件ですと戸籍謄本、あるいは契約書を出していただく、こういうようなことをやって

ただ、あるいは答弁書につきましても同じようなこととございまして、単に争うということではなくて、なぜ争うのか、どの点を争うのかということを書いていただく。このようなことによりまして、争点をできるだけ早くつかみまして、この争点を絞らしていろいろ証拠調べをする、このようなことをやっておるわけでありまして。

これについては民事の場合ですと、裁判官あるいは裁判所だけでできることとございせん。どうしても代理人である弁護士さんあるいは弁護士会の御協力というのがなくてはならないわけでありまして、そこで、各地におきましては、それぞれ対応の弁護士会と協力をさせていたただきまして、その中で、今申し上げたようなことを代理人、弁護士さんにお願いをしておるわけでございます。

ほか、執行事件あるいは破産事件につきましても、先ほども総務局長が申し上げたような対策をとって、できるだけ裁判所を利用される国民の期待にこたえたい、こういうこととございまして。○山本(有委員) 事件の傾向等を御説明いただいた、本日に経済の実態をあらわしているように思っています。その意味でも今が難しい時代で、本日に処理について御苦労だろうと思っておりますけれども、パブル後の後始末というものを裁判所もしっかりやっていたらいいと思っております。

それで、このパブル後の後始末で、僕はだんだん日本も貧富の差が出てきているような気がいたします。その中でやはり簡裁事件の件数がふえていくというの、そういう貧しい人たちが払えなくなつて、どうしても困り切つて結局裁判にたなつてしまつていくようなことなんでしょうかと思つて、このことはこれから大変な気がいたします。その意味では少額裁判というのに対して理解あるいは認識というものが、まだ日本は現状、おこなれているのではないかなと思つて、確かに九十万円以下は簡裁というものを設けて一生懸命簡裁処理しておるわけですが、なお

足りないという認識だろうと思つて、これは法務大臣の専門でもあるかもしませんが、大臣に答えていただくようには通告しておりますので、いや、答えてもらつてもいいのです。それじゃ大臣に一言、この点についてちょっと御見解をお伺いいたします。

○三月月務大臣 少額裁判制度の改正につきましても改めましてまたお尋ねがあるかと思つたので、ただいまのような御質問、すなわち、少額事件についての姿勢の問題というふうなことに限つて、とりあえずお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりでございます。国民の権利意識というふうなものが浸透してまいりますと、小さな事件でもどんどん裁判所に参ります。ところが、訴訟法というふうなものは、やはり昔、十九世紀に骨格のできましたもので、むしろ慎重、公正という方を第一に考へておりますがゆえに、小さいものには小さいものという対応というものはなかなかどうも、特に外国の法律をそっくり日本に持ってきてこれが訴訟法という形が学びました日本としては、自分の手で新しい実験をつくり出すということがなかなか難しかったといふこととございまして、おっしゃるとおり、時代の要請ということがございまして、今後は考へていかなければならない問題であると私も考へておる次第でございます。

○山本(有委員) そこで、民法改正の作業がどんどん進められておると思うのですが、この改正作業の中で、少額裁判についてどのように御検討されたのか、そのことについてお伺いさせていただきます。

○濱崎政府委員 委員既に御案内のとおり、法制審議会の民事訴訟法部会におきましては、平成二年の七月から、民事訴訟法部会、国民に利用しやすくしてわかりやすくということを目指して、全体的に見直しをするというところでございます。調査審議を行つていただいているところでございまして、昨年の十二月に、それまでの審議の経過を踏まえまして、事務局で民事訴訟法部会に

する改正要綱草案というものを取りまとめ公表いたしました。現在各界から意見をいただいているところとございまして。一応締め切りが四月中旬ということで意見の提出をお願いしております。これが出ますれば整理して、それを踏まえてさらに最終の要綱案の確定のための審議をお願いするということを考へておるところでございます。

委員ただいま御指摘の少額事件についての裁判制度という問題、これも今回のこれまでの検討におきましては一つの大きなテーマとして、そういう制度を新設するという方向で検討が行われております。既に御案内かと思つて、改正要綱草案におきましてもこれについての案が示されております。

御指摘のとおり、現在の民事訴訟法は、訴額が比較的少額な事件につきまして簡易裁判所の訴訟手続の特則を設けておりますけれども、また運用上もその中でいろいろ工夫がされておりますが、やはりこの特則は、少額事件をその訴額に見合った経済的な負担で迅速に解決するという観点からは十分ではないのではないかと指摘を受けて、そういう検討をしているわけでございまして、諸外国の法制も見ながら検討が進められております。

現在、大ざっぱに申しますと、三十万円以下の金銭訴訟について、一般市民がより低廉な費用で迅速に裁判を受けることができるという特別の少額事件手続というものを設けようということ、その手続では原則として一回で審理を終えて、即日口頭で判決を言い渡すというようなことと考へております。

また、これは大変重要な問題とございまして、例えばその被告の方にも、そういう手続ではなくて通常の手続でやってくれという申し立てを認めるのかどうか、あるいはそういう事件につきまして不服の申し立ての手続はどうすべきかという点については、大変重要な問題でありまして、複数の案を提示して御意見を伺つてい

まえてさらに最終的な慎重な審議が行われるものというふうな期待しておるところでございます。
○山本(有)委員 少額事件というのはいずれも日訴状や答弁書やそういうものを書かなければならぬという煩わしき、裁判所まで出向かなければならぬという苦痛、そういうものを考えてみますと、泣き寝入りというものが大変多いと思えますし、やはりそんなことのない国であってほしいという意味からも、どうしても少額裁判というものを早期にうまく実現していただきたいと御要望申し上げます。

破産事件、確かにこれは急増しております、破産事件や民事事件について、昭和六十年ぐらまではサラ金の問題が多かったかもしれません。現在はパブル崩壊とカード破産かもしれません。そういうことを考えたときに、特に東京地裁なんかでの破産の部はもう飽和状態でもならない、全部処理するのに何年も先になる、四、五年先になるというようなことであるならば、またまたこれは銀行も困るでしょうし、債却することなかなか容易ならざるところであるだろうし、また経済が通常に戻るためにもなかなか困難な作業だろうと思うのです。これが早く進まないという気がうまうまともへ戻らないという点もあります。が、この破産事件について、本当に膠着状態でもならぬという、岩の上上がった船のようなことでしょうか、これについて何か対策を講じていられるかどうか、その点について裁判所にお伺いいたします。

○今井最高裁判所長官代理者 御指摘のように、この破産事件は、先ほども御説明しましたように、最近平成二年から三年、四年と倍々というようなことでふえておりました、大体四万五千件あるというところであります。
ただ、その中身を見ますと、今御指摘がありましたようないわゆるカード破産が、個人のカード破産でございます、非常に多いわけであり、昔は企業破産といましようか、あるいは

事業をやっておる人の破産ということで、非常にそれが多かったわけでありますが、最近はいわゆる個人のカード破産、しかも自己破産ということでございます。
この自己破産と申しますのは、御案内のとおりでございますが、破産をいたしまして、その御免の申し立てをして、免責を受けてその方が新しい再出発をする、こういうことを目的としてきておるものでございまして、関係人の数とかあるいはその破産者の財産というものは、企業の破産に比べますと相当数が少ないといましようか、そういうことでございまして、それにいたしまして、債権者の数とかいろいろございまして、そういうことで裁判所の事務が大変忙しくなっております、御指摘のとおりでございます。

そのほかに、それだけでは足りませんわけでありまして、先ほど組織の見直しというようにもございまして、東京地裁におきまして、ほかの部門から破産部の方に職員の内部的な配置の転換というようなことをいたしまして、その体制を整える。あるいは、ある程度これは定型的、機械的な処理ができるものもございまして、その面につきましては、パソコンを配りまして、例えば管財人の選任であるとかあるいは債権者に対する通知、それから官報への公告とか、いろいろなる程度の機械的業務がございまして、そういうOA機器の配付、あるいは各官庁関係者に対する書類の通知あるいはそれを受けるという関係では、ファクシミリがございまして、そのようなものを配付いたしました。
また、先ほど申しました自己破産の方は、大体

専門家でないといまいますか、素人の方が多いものですから、そういう人たちに對しまして、破産手続というのはどういふものか、それから破産になればどういふことになるんだ、裁判所に提出する書類はどんなものが必要かというふうなものをわかりやすく解説しました簡単なリーフレット、こういうものを窓口で置かしまして、それをごらんいただくて申し立てなりあるいは相談に依る、このようなことで、できる限り効率的な事務の処理ということに努めておるわけでございます。
○山本(有)委員 なお一層御努力を賜りたいと思います。
その訴訟の迅速な処理ということで、刑事事件でございますが、最近海に向かうアメリカでもしるい処理があったので、これについてお伺いします。
「ケリガン事件」灰色決着と三月十七日の読売の夕刊に載っているのですが、これはオレゴン州の州法に訴追妨害罪という刑事罰があつて、五年以下の禁錮と罰金十萬ドル以下の重罪、それにハーディング選手が適用されて、十萬ドル払うことになった。
ただ、ここでもしるいのは、司法取引があつたわけでありまして、この司法取引というのは、実際にケリガン選手の襲撃事件に關与したかどうかというよりも、夫がそれに関与したということを捜査当局に話をしなかつた、不作為によつてこの罪に關したという、いわば捜査妨害罪なんだというふうなことで「事後の關与の部分だけを認めることで「美」をとつた」というようにこの新聞も書いておるわけでありまして、いわば実体的眞実をぎりぎりで見きわめずに、手前できちんと有罪を認めれば、一部認めただけでも、もうそれで許してやろうじゃないか、それで社会的制裁も罰も受けるからいいじゃないか、特に日本での世界選手権の出場停止とか、あるいは五百時間の社会奉仕とか保護観察だとかいうようなことで許してやろう、こういうことがあつたわけでありまして、アメリカの有罪判決の二割が司法取引だ、こ

ういふような状況でございます。
これは、それこそ日米構造協議からいうと、おまえのところもこんなものをつくつて早くしろというところも言われなくもないような気もするわけでありまして、こういうような観点から、今の日本の法律も、略式裁判とか交通即決とか、いろいろ工夫はあると思うのです。今の日本の法制下の中でこういう司法取引というのが可能かどうか、これについて法務省にお伺いいたします。

○則定政府委員 このアメリカ合衆国で頻繁に行われているいわゆる司法取引でございますけれども、これは御指摘のとおり、通常重い罪よりも一段軽い罪について有罪答弁をする、あるいは幾つかの訴因のうちの一部を認めるということにおいて検察側と被告人、弁護人側とが取引をして、起訴状の認否の段階で被告人が有罪の答弁をする、それで一件落着、あとは会計手続に移る、こういうことでございまして。
これは、通常いわゆる有罪の答弁と結びついて簡便あるいは迅速な刑事裁判ということにもなっているのだからと思うわけでございまして、アメリカの場合には、司法取引に付随し有罪の答弁を行われるケースが七割程度というふうな私ども承知をしておるわけでございまして。そういう意味におきましては、訴訟の迅速という点、これはひいては被告人、検察官あるいは裁判所の負担という面においては大きくプラスに作用するということも否めないかと思ひます。

しかしながら、一面ではそういうメリットがございましてけれども、こういう制度を採用いたしました場合に、今おっしゃいました実体的眞実との兼ね合いで、被告人は実際に犯した罪よりも軽い罪でのみ処罰されるということになるわけですが、その結果に対して、その場合、つまり取引に応じなかつた者との対比におきまして不公平の問題が生じないだろうか、それからまた、たとえ軽い処罰を受けても、早く刑事手続から解放されたという気持ちから虚偽の自白をするおそれがあるのではないか、あるいはさらに、自己の刑事責

任を軽くするために他人をも犯罪に引き込む危険性が無いだろうか、そういう刑事裁判の本質にかかわる問題をはらんでいてという指摘もございませぬ。

したがって、こういう制度を日本の今の刑事司法制度のもとで採用するかどうか、採用できるかどうか、この点につきまして考える場合には、我が国の全体的な法制度、それから国民の法意識、果たして司法取引というものが国民の法感情になじむものであるかどうか、それからまた、諸外国におきますこれらの制度の運用の実態等を十分踏まえまして慎重に研究する必要があるのか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○山本(有)委員 わかりました。またこれは今後の検討課題だろと思いますが、一つの考え方であろうと思えます。

次に、私の部屋に裁判所の方から「訴額通知の見直しについて」、多分委員の皆さん全員のごとくに配付された文書だろと思いますが、最近の地価の下落傾向といつたことから、それからまた、固定資産税の評価額の見直し、こういう点もいろいろ研究されてきて、新評価額の二分の一を訴額算定基準とするのだというように検討されているという通知がございました。この検討が今現在通知発出の決意にまでなつたかどうか、それについてお聞かせください。

○今井最高裁判所長官代理者 今の問題でございますが、いきさつといたしまして、この仕組み等を若干御説明させていただきます。民事訴訟費用法あるいは民事訴訟法によりまして目的の価額に従ってスライド式で手数料が決まっております。こういう構造でございます。その手数料は何にスライドするかといふと、訴えをもつて主張する利益だ、こういうことでございます。最終的には法律の解釈ということで裁判官の判断の問題でございます。

ただ、そうはいいまして、その手数料の問題

はまず受付の窓口で問題になるものですから、そこである程度の基準がないと非常な混乱を来す、こういうことでありまして、実は、昭和三十一年でございますけれども、土地につきまして固定資産評価額を土地の価額とすることを受け付けの際の基準ということ、民事局長の方でそういう基準だということ、争いがあつた場合には、裁判官の判断によりましてその基準によるものではないということ、これを注記しておるわけでありまして、それからずつと現在までそういうこと、来て来たわけでございますが、御承知のような最近の固定資産評価額の見直しという年に当たつて、相当引き上げをされるということになつた。ところが、最近、きょうの新聞にも出ておりました、地価が相当下落をした傾向を示しております。

ところで、従前評価額をどうして基準にしたかと申しますと、公示価格とか路線価とかいろいろの公の価格があるわけでございますが、固定資産の評価額というのはその中でも一番低い価格だと言われておつた。それから全国津々浦々、一筆一筆に値段がついておる。こういうことで、訴状審査の受け付けの段階ではそれによつて、訴状審査があつたと思つたわけでございますが、最近の地価の下落傾向と今回の評価額の値上がりというところを勘案しますと、場合によつては評価額の方が公示価格よりオーバーするということ、それが象徴的なものが生じておる。そういうこと、それでは今までの運用との連続性というふうなこともかなり問題がございますので、今回そのように二分の一という措置をとろうというところで検討いたしておりまして、近々そのような基準をつくりまして全国に通知したい、このように考えておるわけでございます。

○山本(有)委員 そうすると、全国に通知したいということ、もう決定されたわけですね。

○今井最高裁判所長官代理者 まだ外部には通知を差し上げてはございませんが、内部といふまじょうか、私どもの内部ではそのようなことで今

進めておる、こういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○山本(有)委員 その通知はいつ、近々というのでなくて、いつということは言えませんが、

○今井最高裁判所長官代理者 この時期は来週早々にもということ、考えております。

○山本(有)委員 私もこの通知を何らかの形で激変緩和措置として出した方がいいと思つておつた一人でございますので、来週早々の通知があるということに對しては心から感謝、御礼申し上げます。

ただ、これを決定する経過及び決定は非常にわかりにくい。そして、理屈で考えれば無理があることは否めません。そこで、ある程度この難しい点やらその理屈に合わないところをちよつと指摘させていただきます。

例えば、裁判官がその訴訟費用、貼用印紙額をそれぞれ決めるという、それは何となく国民感情からすると、これも公共料金じゃないか、そんなもの裁判官一人一人が決めるんではおかしいじゃないか、僕はその疑問は当たり前だと思つた。それが、その点について、そして、昭和三十一年には裁判官が一人一人決めると言つておきながら、民事局長、それこそ今井さんの通知のようなもので、結局全国の窓口、貼用印紙を全部決めてしまった。これも、裁判官がそんなもの決めるというところは一つも実益ないじゃないか、こうなるわけですが、この点についてお聞かせください。

○今井最高裁判所長官代理者 二つの点の指摘があつたわけでございますが、一つは、この印紙の問題を個々の裁判官が決めるのは問題ではないか、こういうことでございまして、現在の法律の建前から申しますと、先ほど申し上げましたように、民事訴訟費用法によりまして、訴訟の目的の価額に応じて印紙を張る、その目的の価額といふものは民事訴訟法の定めるところによるといふことになっておりました、その民事訴訟法の規定によりまして、「其ノ価額ハ訴ヲ以テ主張スル利益

二依リテ之ヲ算定ス」、こういうことでございませぬ。

それで、「訴ヲ以テ主張スル利益」が何かということ、これは事件によつて非常にわかりやすいものとわかりにくいものがあると思ひます。「訴ヲ以テ主張スル利益」といふのは、一般的にはその事件で原告が勝訴をした場合に得る経済的利益であるといふふうな解釈されておるわけですが、例えばこれが百万円の金銭訴訟ですと、それは百万円ということ、土地といたしましては、その土地の所有権の確認訴訟の場合と、それから明け渡し訴訟、登記の事件とか、あるいはもつと難しくなりますと、操業の差しとめというふうな訴訟、そうなる、それが果たして何が経済的利益かといふのは非常に難しいところ、ございまして、個々の事案に応じて違つて違つて違つてございませぬ。

とも言わざるを得ないような場合もあるかと思ひます。そういう意味で裁判官が決するということ、

ただ、それは申しまして、それでは受付の段階でそんなことをやっておつたのではなかなか印紙額が決まらない。印紙額といふものは、御案内のとおり訴え提起の条件といひます。御案内のとおり訴え提起の条件といひます。訴え提起するには印紙を張らないと訴えが適法にならない、こういうことがあるものでございませぬ。ある程度の目安といふものがないと訴訟、實際裁判所の事務が進まない、こういうことでございませぬ。

そこで、昭和三十一年にそういう通知を出したものは、全国の取り扱ひといふのがある程度調査いたしました、大体こんなところでおおむねのコンセンサスが得られるのじゃないか、こういうふうなところで基準を作成いたしました。その通知には、これについては訴訟物の価額に争ひのあるときは、基準ではありませぬといふことを注記しておるわけでありませぬ。

今回の措置につきましても、そういう法律の解

積の問題が絡むものでございますから、裁判所の方は政策をやるものではございません、法律の解釈でございますので、激変緩和という趣旨ではなくて、今までそういう評価額でやってきたのが果たして現時点、現在のようない評価額、それから公示価格という状況から見て合理的であるかどうか、そういうようなことをいろいろ検討しておいたわけであります。そういったしまして、最近発表されましたいろいろな土地に関する資料とかそのようなものを検討いたしまして、今申したような逆転現象が生じるような場合には受付で印紙を取り過ぎるといふようなことになるだろう、そういうことがあれば非常に不都合ではないかというように、また今までの取り扱いと連続性が維持できるようにというところで今回二分の一という基準をつくったものでございます。

ただ、この基準につきましては当初の、三十一年と同様、争いのあるときの基準となるものではないということを変更して注記をいたしたいというふうな考へておるわけでございます。
○山本(有)委員 最後に、この効力ですね。これはいつまで続くのですか、通知の効力は。
○今井最高裁判所長官代理者 効力と申されますのは、あくまでも参考基準ということでございますので、例えば法律とか規則、あるいは行政庁におきます通達というような意味での効力というのではないわけでございます。事実上のものではないかと、そういう措置をいつまでという基準にするのかという御質問だろうと思っておりますけれども、これにつきましては、今度こういうことになりましたのは、現在のようない土地の価格の状況、固定資産の評価額、それから公示価格その他の土地の価格の状況というものを前提とした措置でございますので、そのような状況に変化がない限りということになるかと思っております。

た、そういう措置をいつまでという基準にするのかという御質問だろうと思っておりますけれども、これにつきましては、今度こういうことになりましたのは、現在のようない土地の価格の状況、固定資産の評価額、それから公示価格その他の土地の価格の状況というものを前提とした措置でございますので、そのような状況に変化がない限りということになるかと思っております。

○山本(有)委員 これが終わるんですが、さらに百日裁判について御質問しようと思つたわけでありませうけれども、これは時を改めてまた御質問させていただきます。どうもありがとうございます。

○高橋委員長 小森龍邦君。

○小森委員 今回の裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、私は毎たびお尋ねをしておるわけでありませうが、憲法には、迅速にして公平な裁判を受ける権利を有す。裁判所というのは恐ろしいところで、権利という感覚は、なかなか私は少年時代にはそういう感覚には立ち得なかつたのですが、よくよく考えてみると、罪刑法定主義の建前からいへば、確かにこれは権利である。そうなりますと、速やかに裁判によって物の決着をつけるということが非常に大事であります。資料等によりますと、事件が裁判で判決に至るまでにはかなりの時間がかかっているというところがございます。毎年情性のごとく少しづつ定員をふやすというのが出ておるようには私には思えてならない。逆の側面からいへば、いわゆる臨調、行革の路線で先ほどのような議論もございませうし、しかしまた、国民の権利を守るということでは裁判は万全の策でやってもらいたいという気持ちもあつたので、この点についてどういふ感覚でもって毎年この定員法の一部改正をやっておられるのか、御説明いただきたいと思つておる。○浦井最高裁判所長官代理者 委員御指摘のとおりでございます。私ども職員数の増員をお願いいたしますときにいつも基本に据えておるものは、各種の裁判事件の迅速で公平な裁判が実現できるようにという、そういう物差しで考えておるわけでございます。

た、それは具体的にどういふ物差しに基づいて、どういふ計算によつてこの必要増員数を割り出しておられるのかという点になりますと、先ほども御説明しましたように、なかなかその計算を一つの算式で計算することが難しくございまして、やはりそのときどきの情勢なりあるいはその

事件の審理の方法なり、そういうものを見ながら、少なくとも今年度の目標としてはこういう問題があるところについては具体的にこういう形の手当てをしていきたい、そういうふうな観点から必要な人数を算出いたしまして手当てをお願いしておるわけでございます。

今年度の場合、先ほど来説明してまいりましたように、地方裁判所の民事訴訟事件、この審理期間をこれまでより何とか短くしていきたい、それから執行事件、破産事件、これが急増してまいりますので、その急増状態に対して対処していけるように、こういう事件の迅速公平な処理が可能になるような、そういう陣容をつくりたい。そのためには現在全国に配置されております職員数にどの程度の数の増加をお願いすれば可能か、そういうふうなところから計算いたしまして今回の増員数を割り出しておるわけでございます。
○小森委員 法務省の管轄では、入管行政の問題も、急速に国際化というか国際的な人事交流が激しくなつてきて、その事務もふえておりますが、私どもの見るところによると、そこに対する人事配置の問題も、なかなか事務をさばくに足りるような状況になつていない。そういうことも私の念頭にありますので、また法務大臣の所信を聞く機会もあるかと思つておる。しかも公開の裁判を受ける権利を有すということについてどういふ気持ちで臨んでおられるか、この点、少しばかりお尋ねしたいと思つておる。

○三ヶ月國務大臣 非常に、司法の根本に実は触れる問題でございます。やはり裁判制度と申しますのは、これは私の考えによりますと、しよせん人間の作業量というものと比例する、人間の作業量の総体が少なければ、おのずから一定の事件について、割かれる時間なり適正度、あるいはスピードというふうなものも少なくなつてくる、逆に、ある程度裁判官の手が長ければ、同じ事件でも迅速に処理できるようになる。私は基本的にそういうふうな裁判哲学を持っておるわけでござい

ます。そういう面から申しますと、今まさに御指摘のございましたように、裁判所というふうなもの活動が非常に複雑多岐になつてまいりますれば、それに応じた増員の必要性ということはやはり考えていかなければならないことではあります。やはり官庁同士の所管といたしましては、そういう点について切実な関心を持たれる最高裁の当局におきまして、そういう状況、それからそのスピード、その可能性ということを把握されて、そして対応されているというふうなことを、ただいまの今井局長、浦井局長の御答弁からも私も感得したわけでございます。

それに対して法務省、法務大臣といたしましてはどういふふうな姿勢をとるべきであるかということでございますが、先ほど申しましたように、これは私個人の考えと申しますよりもやはり法務大臣としての発言でございますけれども、裁判所の所掌事務に最も近い関係にあるのは、御指摘のとおり法務担当の大臣でございます。したがって、今申しましたような意味合いを持っておりませう裁判所職員の増員という問題につきまして、最高裁判所の方から、これこれこういう理由でこのぐらゐのところを至急にかく増員してまいりたいというふうな御要望がございましたならば、できるだけこれに積極的に協力申し上げてまいりたい、こういうのが法務省の立場であると存じます。そういう立場から、本法案の提出、審議をお願いしているものと私考えておる次第でございます。

○小森委員 以前、多分これと同じ、毎年行われる定員法の一部改正についての議論であつたと思つておるんですが、この程度の裁判官の増員で大丈夫かというのを私が尋ねたときに、実は、いやもう裁判官は出勤の電車の中でもきょうの事件をどうするかというふうな考へておるのだから、それはもう大丈夫ですというふうなことを言ったことがあつた。そんなことを、要するに人の大変な権利に関する問題について電車の雑踏の中で考へるよ

うでは本当の職務は全うできないのだから、だから、要る人は要るように要求しなければいかぬという意味のことを言ったことを思い出すのであります。いろいろな国の政治の全体の関係があらうに任せないと思えますけれども、これはとにかく人間の権利にかかわる問題ですから、ひとつ十分配慮をして、先ほど法務大臣もそういう話でありましたから、裁判所の方もひとつ十分な判断で臨んでいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

さて、そのことに関係をいたしますが、つい先日高松高裁で、吉田さんという方の再審の判決が出まして、実に四十八年ぶりに無罪が確定をした、こういう事件でございます。これまで島田事件とか免田事件とかいろいろ事件がありまして、私の知る限りでは十一件ぐらい冤罪が晴らされた、ひどいのは死刑の絞首台から生還して帰ったという、実に人生とすれば綱渡りのような危ない事件もあつたわけでございます。

この吉田さんの事件からいろいろなことが新聞でも報道されておりましたけれども、私は非常に簡単な事実認定だと思うのですが、私は非常にういうところが結果から見れば誤った判断に裁判官がなるのか。もちろんそれには警察があり、検察があり、それから裁判官ということになる。この裁判官も一審、二審、三審とあるのですが、どういうところがそういうことになるのだろうか。その辺ちょっと、これはひとつ最高裁の方にお答えいただきたいと思います。

○高橋最高裁判所長官代理者 今回の事件では、共犯者とされた者の自白はその内容や供述経緯等から見て虚偽である疑いが濃厚であり信用できない、また、現場付近に落ちていたバナナ帽が被告人の所有であるとする内妻らの供述も信用できないのであって、被告人の犯行と認める証拠はないとして、今回の覆井事件では無罪ということになったわけでありませう。

裁判は証拠によって事実を認定するものであり、証拠が異なれば認定が異なってくる、こうい

うことになるわけでありまして、例えば再審請求で新証拠が出てくることもあるわけですが、とりわけ新たな鑑定結果等は、科学技術の進歩発展に伴って、原裁判当時の鑑定技術の水準では正しいとされてきた鑑定方法とか結果が後に誤りであると判明するといった事情もあるようでありませう。今回の覆井事件におきましては、先ほど申し上げましたとおり、バナナ帽に付着していた汗について新たな鑑定が出されたのが、再審無罪の一つの根拠となつておるようでありませう。

また、同じような証拠関係でありませう、その判断につきましては、食い違う証拠が二つある場合には、そのどちらを信用するか、いろいろと微妙な問題がございます。いろいろな角度から検討して、そして経験則上の推測を重ねて、どこまで確実に認定できるかという点を積み重ねるわけでありませうけれども、その過程においてどのような要素をどれだけ重く見るか、そういった点につきましてはやはり個々の裁判官で若干の差異があつたりはする、また証拠を取り巻く周辺の証拠関係、それが変わつたりすることによって最終的に結論が異なってくる、そういうことがあるということをお断りいたします。

○小森委員 この事件の弁護団長の三野弁護人は、事件の判決が出してから次のような声明を発しております。それは、「第一審、控訴審、上告審のいずれの裁判所も」つまり事実を「無視して有罪と断定した。この自白偏重主義は現在に至るまで連綿と続いている。ここから問題です、

「わが国の刑事裁判の構造的誤判原因である。」「構造的」ということを、つまりこの事件に携つた法律専門家の人が言うておるわけですね。私は、素人なりにその「構造的」ということをどこに求めたいかという、これはやはり、刑事訴訟法に基づいて裁判をやるのですから、刑事訴訟法のどこかに抜け穴があるのじゃないか。こんなことは大きな問題で、この答弁で裁判所や法務大臣に答えてもらおうというふうなものではないと

思うけれども、結局、以前大阪で公選法違反の事件がありまして八十人か九十人か有罪になって、裁判中にお年寄りの方は亡くなって、孫に対して無念の真実を晴らすことができずに死んでいったというようなことで、私はあのときに法務大臣に謝罪をしてもらつたのですが、だから、そういうことからすると、この裁判は、バナナ帽に対する何か汗の分析というふうなものについても問題が明白でないのに、共犯者と言われるA氏の長らく拘禁された自白を盾にとつておる、しかし、彼は何回目かの公判でこれを否認した、こういうことがあつたにもかかわらず、そのもとの自白を問題としておるということである。

そこで、私が言いたいのは、この前の選挙違反の問題のときにも申し上げたのでありますが、刑事訴訟法の三百二十一条のこれは一項の二号、要するに伝聞を証拠能力にばつと生き返らす、あそこが問題ではないのかと。それでこれは、私はそのときに欧米の刑事訴訟法との比較でそんなことはどうなのかということをお尋ねしましたが、私の認識では、欧米ではそれは日本よりもっと厳格だ、こういう私なりの勉強をしておるんですけども、そのときのどなたでしたか、刑事局長であつたかどうかはちょっと覚えていませんけれども、いや欧米も日本も同じですというふうな意味のことを言うて、後からそれは違ふじゃないかと私は文句を言うたことがあるんです。要するに構造的欠陥があるのではないかと、こういうふうな気持ちがあるんですが、時間がなくなりますが、どうでしょうかな、その点は。

○高橋最高裁判所長官代理者 御質問の趣旨は、裁判官の心証形成ということで裁判官の自由心証の点について言われておると思うのですけれども、裁判官の自由心証、これは刑事訴訟法の三百八十八条に規定されておるけれども、裁判官の自由心証と申しまして、経験則に従つた外枠は当然存在しておりますし、自白事件におきましても、自白に頼らずに他の客観的な証拠、それによって事実を認定していき、自白はあくまで

これを補充するものである、そういうのが事実認定に対する多くの裁判官の基本的な姿勢といひませうか、心構えであると思ひます。裁判実務においてもそのように運用されておるということをお断りいたします。

いづれにしても、被告人の有罪かあるいは無罪かという点は、その自白が果たして任意になされたものであるか、またその自白に信用性が置けるかどうか、そういった点が最も重要な問題になる事案が大半であるわけですので、特に捜査段階における自白の任意性あるいは信用性については厳しくチェックする必要があるというのが刑事裁判官の共通の認識であると思ひます。

○小森委員 人生において、私も六十を越しまして、ここ三年、四年、五年という単位の時間というものはもう私の人生にとって非常に大事だということを感じて、物を書いたりなどするのをまじめにしたいといういろいろなこともあつて、いろいろ焦りを感じておるのでありますが、四十八年というのはこれは大変なことですが、そのことで煩わしいことになつたということ。大変なことですね。

だから、やはり今後の課題として真剣に私は、この刑事訴訟法上の、伝聞だから意味がないが、それが法廷で反対尋問にさらされて、さらにその証人がそのことを言えば、それでそれは証拠能力持つんじゃないやうなう、うそを言われたらもうどうにもならんやうなう、うそを言われたらもうどうも、私は我が国の誤判が非常に再審の結果から見て大きな問題だというふうにお思ひますので、その点はひとつ十分に考慮、検討していただきたい

ということをお願い申し上げておきます。
そこで、先ほど裁判官の自由心証といいますが、裁判官は法律と良心に従つてのみ拘束されるというのが憲法の条文にあつたと思ひますけれども、先ほどの例を見ても、裁判官によって全く逆の判断になるんですね。時代の推移もありますけれども。

そこで、私が今苦々しく思っていることを一、二申し上げますと、私のかかわっております狭山事件、今千葉刑務所に拘禁生活を送っておりますが、三十年余りつながられておるんですね。これは例えば、すぐに言うてもわからないかも知れませんが、身代金を取りに行つたと言われるときに履いた地下足袋が、裁判所が出してきた証拠品の地下足袋は九文七分、本人の足は十文半。いやそれは無理をすればその足袋が履けるんだというような、そんなことを裁判官が理屈をつけなければ一つの結論に到達できないようなことは、明らかに裁判官のこれは恣意じゃないですか。一々答えは要りませんよ、それは裁判記録を読んでもらえればわかることだから。

一メーター七十何センチの、七十一センチか二センチのかもいの上の万年筆があつたと。脅迫状を書いたとされておる。インクの色も違うんだけれども、インクの種類も違うんだけれども、脅迫状を書いた万年筆というのが一メーター七十一センチか二センチかのかもいの上にあつて、だれが見やすいところだから捜査員が見落としたのであろうと、これも裁判官の恣意でしょう。

石川君が死体を関東ローム層というあのずるずるした雨の降る日に抱えて二百何メートル運ぶのに、私も重たいものを若いときに掲げた経験がありますが、石川君がずっと誘導されて自白したのは、私はセメント袋を二俵こつちやうって抱えて歩く力を持っておるんだからと。当時のセメント袋は五十キロなんです。二俵というたら百キロなんです。できないんです、そういうことは。私はそれは物すごく経験があるから。自分でセメント袋を抱えたのは、何千俵も抱えた経験があるんですか

ら。十年間私はコンクリート打つ専門で仕事をしておつた。そういうことで、まあそうかと、この裁判官。そんなことでなつて、この事実が認定をされていくというのは、これは裁判官の自由心証というよりは、これは恣意じゃないですか。

この恣意をとめるということについては、恣意をどう是正するかということ、時間がないから私はずつと言いますけれども、要するに、事実調べを人念にやるということが一番人権を守ることなんですね。それから、その事実調べを人念にやっていくということになれば、裁判官の定員の問題になつてくるんです。

それからもう一つは、それでも人間のなせるわざ、神ならぬ身でありますから過ちを犯すことがありますね。そうしたらやはり再審の門戸を大きくしておくということ。何だかんだと理屈をつけて再審を閉ざすというのは、人が足らぬから再審せぬのかもしれないけれども、あるいは裁判所の權威のためにしないのかもしれないけれども、それは、この世に生をうけたということ、その人にとつてはたつた一回なんです、やりかえがきかぬのですよ。それが誤つて死刑にされるという場合もあるから。法務大臣、この間死刑の判を押されたが、私は前の法務大臣にもかなりやかましいことを言つて、発言の時間がなから余り継続してできなかったけれども、誤つておつたらどうするんですか、これ。そういう問題がございませう。したがつて、定員法の一部改正の機会に、改めて裁判というものが持つ人権上の重大性ということを感じていただきたいと思ひます。

そこで、この狭山事件に関係して申し上げますが、この前の私の質問で、無期懲役は無期懲役なんだから、それは無期なんだからどうしようもないんだという意味のことを千葉刑務所長が言われたので、そこでまた再度ただして、無期懲役に未決勾留の期間を裁判所が算入すると決めておることにについてはそれは一つの判断材料として頭にあるんですということをもう一度答弁してもらつたから、三、四年前に私が答弁をもらつたのと同じ

ところへ戻つてきたんですが、最近私がある判例を調べておりますと、戦後間もなく米軍のことに關して、裁判権が日本に返つてきた直後のことのように思つても、無期懲役を受けた者が、まるまる裁判所が、つまり、本件に対して未決勾留期間を算入するというたのを入れておる事例があるんですけれども、そういう点についてはどういふ考えを持っておられますか。

あとまた質問を山田先生にしてもらいますので、時間を短縮するためにそのことをお答えいたしますが、私の質問の中身と、それからもう一つは、長崎の刑務所に韓国人がつかれておつて原爆を受けて、そして身寄りの人が遺骨をひとつ分けてもらいたいというのと死亡通知をもらいたいということについて、この間私どもの党の坂上法務部会長を中心いろいろ法務省に研究しておりました、我々も社会党の法務部会の一員として感謝しております。したがつて、ぜひ遺族の意に沿うように、大分よいところまで進んでおるようでありまして、実現するようにお願いを申し上げます。そのことについては感謝をいたしたいと思います。

では、最後の答えを簡単に言つてください、あと山田先生の質問が残っているから。
○則定政府委員 まず最初の、無期懲役刑を言い渡す場合に未決勾留日数の算入を言い渡すことができるかどうか、未決勾留日数の算入を言い渡すことができるかどうかという問題でございます。

この点につきましては、結論的にはできると考へておるわけでございます。刑法二十一條のいわゆる裁量的な未決勾留日数の算入につきましても、今御指摘の判例もございまして、また上訴申立て後のいわゆる法定の未決勾留日数の算入につきましても、無期懲役刑でありまして本刑に通算されるというふうな解されると考へております。

ただ、無期懲役刑に処された者の未決勾留日数は、仮出獄の要件とされております十年には算入されないと従来から解されておるわけでございます。これは今言及されましたように、無期懲役が終生にわたる懲役刑でございますので、定まった刑期がない。したがつて、事柄の性質上、これに未決勾留日数を算入するということは不可能であるというふうな解されておるわけでございます。

それではどうして無期懲役刑に今申しましたような未決勾留日数を算入するという、判決でも言い渡しをするのかということになりますと、これは例えば、恩赦によりまして無期懲役刑から有期懲役刑に減刑された場合、この場合には未決勾留日数が通算されることになりましたので、判決でそういう言い渡しをするのも意味があるというふうな解しておるわけでございます。

○小森委員 終わります。
○高橋委員長 山田正彦君。
○山田(正)委員 私の持ち時間はあと二分ぐらいのようですが、聞いてみたいと思つておりました、固定資産税の評価が三倍から四倍に上がつて、それに伴つて当然訴訟物の算定基準もそれに従つて、準ずるといいますか、貼用印紙額の問題についてお聞きしようと思つておりました。先ほど山本有二委員の方で詳しく聞かれましたので、私二点だけちょっと聞かせていただきます。

同じように、関連して不動産の売買等に伴う登録免許税、そして固定資産税そのものについては、私の聞き及んでおるところでは、ことしの四月一日からは、登録免許税については前年比二〇%程度の増額、それから固定資産税については前年比五から二〇%ほどの増額と聞いていますが、今度の貼用印紙については先ほどの答弁では百分の五十、そういうお答えでありましたが、実際には前年に比べてどれくらいになるものでしょうか。

○今井最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。実は、この評価がえによる倍率というのは、各

土地土地によって非常に差があるものから、一概にどうというとは言えないのですけれども、例えば平均的に三倍と言われておりますので、そういったことになりまして。それで申し上げますと、例えば一千万の訴訟でございますが、現在は訴訟額が一千万、それが一千五百万になるということでございます。そういったことと、現在の印紙額は五万七千六百円ということでございます。それが一千五百万になりますと七万七千六百円ということ、倍率にしますと一・三五倍。それから五千万の土地、現在の評価額五千万、この印紙額は二十一万七千六百円。それが一・五倍になるといいますと、七千五百万円でございます。三十一万七千六百円ということ、一・四六倍、大体こういう数字。御案内のように、高くなりますと手数料率が通減というような措置がとられておりますので、若干金額によって違いますが、大体今申し上げたようなことになるといっていいと思います。

○山田(正)委員 激変緩和措置をとっていただいたことは大変感謝しておりますが、同じような固定資産の評価に伴う登録免許税あるいは固定資産税の課税そのものが最高二割くらいの増なのに、今聞いておきますと、この貼用印紙の方は三五%か四五%くらいの増だ、そうお聞きするところですが、私も二十年ほど弁護士の実務をやったまゝりでしたが、国民としては訴訟費用の負担が非常に大きい、そして、なかなか裁判もできにくくなっているというのが実情だと思っております。

そんな中に、いわば不動産の登録免許税あるいは固定資産税の課税よりもより高く貼用印紙の負担が国民にかかってくるのはちょっと問題ではないか、こう思われますが、その点についてのお話と、今民事訴訟法について法制審議会において、その裁判費用の負担をできるだけ軽減させよう、そういう趣旨で検討が進められておると聞いておりますが、この二つの点について御回答いただければ、私の質問を終わりにいたしたいと思います。

います。

○今井最高裁判所長官代理者 まず前段の問題でございませうけれども、確かに訴訟を起こす際にある程度の手数を納めなければ訴訟ができないということ、そのゆえに訴訟を断念する人があられるのではないかと、こういうような御質問でございます。

これは現在の法制度の問題、大きく言いますとそういうことになるわけでございます。現在訴訟をもち主張する利益に応じて手数料がかかる、こういうことではございますので、それがどの程度がいいのかというのは非常に難しい問題ではございますけれども、裁判所といたしましては、今ある費用法なり民事訴訟法の適用という面を考えておりますので、何が訴えをもち主張する利益になるのかということではございません。それが先ほど来御説明申し上げておられる理由で、今度のようないい措置をとらせていただこうということではございますので、それ以上、例えば政策的にどうかということではございません。例えは政策的にどうか、裁判所の立場としてはできない問題だろうというふうな思っております。

それから後段の問題でございますが、これは先ほど法務省の民事局長の方から御答弁がございましたように、現在、民事訴訟法の改正作業が行われておまして、昨年、法務省の方から改正要綱草案というものが公表されました、裁判所にも意見を求められております。その中では、今御指摘のありました訴訟費用の問題についても検討項目というところで挙げておまして、現在、求意見中、裁判所の方でも各裁判所に意見を求めまして、まだ意見が来ているところも、ないところもありませんけれども、それを裁判所の方の意見としてまとめまして、法務省の方に提出をしたいというところでございます。

その後、恐らく法制審議会におきまして、この点についても検討がなされるものというふうな考えております。

○山田(正)委員 どうもありがとうございます。

○高橋委員長 正森成二君。

○正森委員 裁判所定員法関係の質問に入ります前に、今同僚委員二人から質問がございました。訴訟額の見直しについて伺いたいと思っております。

訴訟額の問題は、大きく言えば国民の裁判を受ける権利と非常に関係してくる問題です。それで、アメリカなんかは定額一律の印紙制度というのが行われていると聞いておりますし、我が国でも印紙額を軽減するためにいろいろ各方面で審議が行われているところでございます。

そこで、同僚委員からも質問があったのですけれども、例えば固定資産税の場合は、急激に上昇しまして、中には五倍を超えるものというふうなものも出てまいりましたので、昨年既に課税標準の特例というので減額しまして、その上に、今もお話ございましたように、負担調整措置の新設で五%から住宅用地の場合には二〇%というふうになったところであります。

また、御承知だと思いますが、登録免許税の関係では、これは今国会に法案が出ているわけですが、土地の評価額を九四年、九五年の二年間は四〇%、九六年度に五〇%に減額するといふ負担軽減をやるといふ法案が出ております。これによる減収額は四千六百四十億円と大蔵省が報告しております。つまり、国民に対する減税には非常に慎重で、増収は一生懸命考えているあのけちな大蔵省でさえ、けちな大蔵省でさえと言ったらいけません。それでさきさきこういうことをやる。だから、国民の裁判を受ける権利を考えると、最高裁であれば、やはり大蔵省の取る措置などよりも低いものを、つまり、逆に言えば国民に負担がかかるものを民事局長の通知のようなものやるといふのはいかがなものかというのがある。

それから、二十三日にあなた方がそういうことを検討しているという、こういう一枚の紙をもったのですけれども、自治省や大蔵省でさえ既に

に昨年のうちから、あるいは今国会に早々という法案を出すということをやっているのに、最高裁判所が二十三日になってやっと国会議員のところ、こんなことを、やりました。ななしに考えておきますと、今も質問の中では、今まだ何か民事局長が手元に握っておいて、来週早々というから二十八日か二十九日なんぞでしょう。それじゃ四月一日の日の前じゃないですか。そんなところではなければ対応しないというの、裁判を受ける国民の権利を費用の点からも保障するという最高裁判所としては非常に反応が鈍いのではないですか。余りにも行政府に対して遠慮し過ぎて、金を稼がない裁判所が国民から取る印紙額を少なくしたら大蔵省に申しわけないというふうな過剰抑制をやっているんじゃないですか。その点を一言申し上げて、意見があったら言ってください。

○今井最高裁判所長官代理者 二つ御質問があったかと思っております。二つ御質問がございませう。今回の固定資産評価額の増額に伴って固定資産税なり登録免許税については軽減措置が講じられておる、それよりも裁判所の方にも軽減すべきではないか、こういう趣旨の御質問だと思っておりますけれども、私どもが今度は二分の一ということではやりましたのは、激変緩和ということではないわけでございます。

裁判所は政策官庁ではございませんので、現行法—現行法と申しますのは、民事訴訟費用法あるいはそれが引いております民事訴訟法の中で「訴ヲ以テ主張スル利益」に依りて手数料を取ること、こういうことになっておまして、その現行法の解釈として合理的なものは何かということを考えていける検討したわけですが、最近の地価の上昇、それからその後の大幅な下落というふうな状況下におきまして、固定資産税の評価額が場合によっては公示価格を超えるというふうな事態が生じてきた。そういうことになりまして、果たしてそれを「訴ヲ以テ主張スル利益」とするにはふさわしいのか、そういう点から検討いたし

たわけでございます。その結果、二分の一という
ことにしたわけでございます。

それで、その対応が非常に遅いのではないかと
いうことでございます。確かに対応が遅かったと
言われれば、それはそういう御批判は甘受しなけ
ればいけないかと思っております。

ただ、この点につきましては、弁解ということ
ではございませんけれども、昨日公示価格が発表
されましたけれども、最近の土地の下落の状況と
いうようなものにつきましての資料も実はごく最
近入手したわけでございます。そのような資料
も検討し、またこれは受付事務の段階とはいいま
しても、最終的な決定をする裁判官の理解とい
うのも得られなければいけないわけでございます
で、そういうようなこともいろいろ考えてやっ
たわけでございます。

ただ、確かに時間がそれほどございませ
んで、私どもとしましては、それをできるだけ早く
全国の受付窓口で周知をする、そのことにつ
きましては訴訟の代理人である弁護士会の御協力も求
めたいと思っております。

○正森委員 今の御説明は、今までの二、三人の
議員に対してした答弁と同じですから、それほど
詳しく言わぬでも、私も聞いておりましたからわ
かるわけですが、あなたの今の答弁を聞いてい
ると、大蔵省や自治省よりも一層政策官庁的な感
じです。

それで、きのう発表した公示価格なんかによ
ると地価が下落しておるのでというようなことを
言っている、地価が下落してなければ固定資産税の
評価額がぼんと上がっていても、本当はそのま
までもよかったんだがなというようなニュアンス
が聞こえるわけですね。しかし、そんなものを待
たなくても、税を取りたくて仕方がない大蔵省や自
治省が既に調整措置をとって、もうとっくにやっ
ておるわけでしょう。そうすると、裁判所として
は、国民の裁判を受ける権利から、印紙額が膨大
になって裁判をやるうにも遠慮するということが
あってはならないというようなことをまず考えな

ければならないのです。不動産屋のように、公示
価格がどうなったろうか、上がったろうか下
がったろうか、念のためにどこかの不動産を買
うてきて実勢価格を調べてみようかなんて、そん
なことはいささかも考える必要はないのです。あ
なたの答弁の態度を一貫して聞いておられますと、
裁判所の民事局を代表するものとしては不十分で
あって、そんな答弁をするなら、むしろほかの官
庁へいった方がより有能になるというような気が
するくらいですね。

それじゃ、このくらいにしておいて、裁判所定
員法について伺いたいと思います。

きょうは裁判所の職員の定員について伺いま
す。裁判所に勤めております労働組合等が調査を
して資料を出しておりますが、それによりま
す。一番新しい資料で、書記官は五百八名、調査
官百五十八名、速記官百六名、事務官三百七十五
名など、千三百五十一名の増員をお願いしたい
という資料が出ております。

それで、先ほど同僚委員が破産部の問題につ
いてお話しになりましたから、民事執行の關係につ
いて若干申し上げたいと思います。

これはことしの二月二十一日に東京新聞に載
った記事ですが、「東京地裁では一九九〇年に千八
十件だったのが九三年は五千五百四十三件。わ
ずか三年で五倍以上に増えた計算だ。もちろん過去
最多記録である。」というのが出ておまして、
そして「東京地裁の競売担当部署である民事第二
十一部は「地裁内で最も労働環境が悪い」とい
われるほどに忙しくなった。」「申し立てから競売
実施までに要する期間が、平常時の二、三倍はか
かる羽目に追い込まれている。このため、銀行界
の一部からは「ひどいと二年近くも待たされる。
不良債権を迅速に償却したくとも、これではどう
しようもない」と批判の声が」上がったというよ
うなことが出ておるわけですね。
それに対して、名前は言いませんが、東京地裁
民事第二十一部の部長裁判官は、取材に応じてこ
う言っているのです。「事件がたまってきたからとい

て、裁判所のせいにされては困る」と不愉快そう
に答へ、「引き続き「これほどの異常事態は想
定してないから、税金の無駄遣いになるような余
分な人員配置はしていません。私たちは少な
い人員で苦勞して頑張っている」、こう言った上
で「銀行がパブルの時にさんざん金を貸し過ぎた
からですよ。バカみたいな。(彼らは)自分で責
任を取らなさいいけません。(なのに)それをつか
まされた人たちが債務不履行になっておる。本
当にアコギな話だ。競売に追い込まれた人は、悪
人ばかりじゃないんです」、こう言って「不動産
競売は抵当権の実行のためである。不況に対処す
る手続きじゃないんですよ」、ある意味では言
たいほうだいたい言っておられます。この部長
判事の気持ちはわかると思うのです。私はこの
意見のすべてに賛成するわけじゃないのですよ。

それで、そういうような状況で、ここに民事二
十一部からの要請の資料も持ってまいりました
が、三年間で五倍も事件がふえたので、未済が一
万一千件もある。私は実際に調べたわけじゃない
ですけども、資料にはそう書いてありまして、
物件明細とか売却係とか配当係とか、いろいろ
係ごとの要求が全部書かれておられます。これは読
みませんが、同じような事態は東京だけではない
大阪管内、不動産執行と破産部に特に著しいとい
う点ですが、そういう点を考えますと、やはり人
員の増というものは随分あなた方は要望されて、減
員と差し引いても二十五名増員で、これは大蔵省
非常によく査定してくれたということかもしれま
せんが、実際の現場の要求から見ればまだまだ不
十分な点があるのじゃないですか。

○浦井最高裁判所長官代理者 たいま御指摘の
ございました東京地裁の執行部あるいは大阪地裁
の破産部が、非常な事件の激増に遭っています、非
常に繁忙になっておるといことは委員御指摘の
とおりでございます。私どもの方もそれは十分
承知しております。そういう部門にはこれまで
も重点的に人員の配置もしてまいりましたし、今

回の増員措置もそういう状況を踏まえてお願いし
ておる、こういうふうな認識におるわけござい
ます。

○正森委員 そこで伺いたいのですけれども、報
道によりますと、最高裁は二月八日、民事二十一
部の外部への業務委託経費を予算要求した、それ
がどうやら認められたというように聞いているの
ですが、事実ですか。

それからまた、そういうものが認められたとし
て、現場ではどういう声が出ておるかという
と、外部要員なのでそれがどれだけ役に立つか疑問
だ、外部要員だから書記官資格を付与することは
もちろんできないし、その人たちの名前と判を
使ってやってもらうことができない、だからお手
伝いさんということで、それで正規の書記官やら
何やらの判をばらばら押すということにならざ
るを得ないということを言っているのです。

だから、こういう権力行使の一番重要な部分で
ある裁判所の中で、その民事第二十一部の業務委託
経費を請求するなどというふうなことはせず
に、やはり職員を増員するというのが筋じゃないで
すか。ほかの行政官庁のちよっとしたことで、業
務委託というのは問題がいろいろあると言われ
ているのです。それが裁判所の関係でこういうこ
とをやって業務委託経費を、あれは物件費で請求
するのですか、何か知りませんけれども、そうい
うこと、そっちの費用がどんどんふえるという
ようなことは改むべきであると思いますが、どう
ですか。

○浦井最高裁判所長官代理者 執行事件の關係
で、その業務委託の費用の予算要求をやりまし
て、それが認められましたことは委員御指摘のと
おりでございます。
基本的には、委員御指摘のとおり、裁判という
のはまさに裁判官の判断作用でございますし、書
記官が担当いたします事務も書記官の固有の権限
に基づく判断作用でございますので、その中心に
なる部分を委託するというふうなことが法律上許
されないとはいえないのは御指摘のとおりでござい

す。

ただ、実は執行事件といいますが、本来の判断作用以外のところで、例えば各種の照会文書を起草したり、あるいはそれを送達したり発送したりするという補助的な事務が非常に多いわけでごさいます。そのところはある程度外部に委託する形でもやるのじゃないか。そこは一種の緊急避難と申しますか、非常事態に対する対処の仕方として今回そういうことをお願いしたわけでごさいます。

○正森委員 最高裁判所がいろいろ非常に財政的にも厳しいときで、配慮しながらやりくりされているというところはよくわかっております。しかし、こういうことはなるべく余り拡大させない方がいいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、時間の関係がございまして、もう一点だけ伺いますが、裁判所の速記官の増員についてであります。この予算定員は九百三十五名と承知しておりますが、そのとおりですか。また、この定員は三十年近く変わっていないと聞いておりますが、そのとおりですか。

○浦井最高裁判所長官代理者 速記官の予算定員の九百三十五名がずっと変わっておらないというのは御指摘のとおりでございます。

○正森委員 それで、この速記官の定員というのは、難しい事件、証人の証言を正確に記録しなければ事件の成否にかかわるといことから、刑事事件はもちろんのこと、民事事件でも増員要求が出ております。今も私が申しましたように、現場の組合では速記官を百六名もふやしてほしいというのを言うておられます。例えば大阪では外部に速記を発注するというようなことを入れてい。また、定員の充足状況を見ますと、これは少し前の記録ですが、速記研修生というのがおるのです。これはまだ一人前じゃないのでしよう。それを五十一名入れても八百七十四名で、定員九百三十五名に達しない。だから、百名以上欠員と

実際は同じだというふうな状況があるのです。

国会で追及されますと、裁判所速記官は特別に人民の権利関係をやるのだから、速記の養成に時間がかかるんだ、つまりいいかげんな者は扱わせないんだという意味のことを答弁しているのです。だけれども、そうだとしましても三十年も、これだけ重要な事件がふえ、しかも、私も弁護士をしておりましたが、刑事事件なんかでは速記が不可欠の事件もあります。そういう中で、要望が多いのに三十年近く定員はそのまま、しかも欠員があつて、だからつまり予算上は採ろうと思つたら採れるのに欠員があつて、しかも一人前でない速記研修生を相当多く入れて何とか賄うというふうなことは決して正常な事態ではない。

だから、速記官の養成の仕方とか、あるいはこんなことを言うたら失礼ですが、今は就職難ですから、公務員が非常に人気がいい。伝え聞くところでは、検事の志望が今度うんとふえたかといつて喜んでいたりとか喜んでいかとさういふときに、速記官も魅力あるものとして、やはりこの機会に皆が応募できるように、これこそ少しは民間のPRの才能を発揮して補充するように努力すべきじゃないですか。

○浦井最高裁判所長官代理者 裁判所速記官の場合、なかなか定員が充足できない状況になっておりまして、我々の方でもそれは非常に困つたことだといふことではいろいろ努力をしております。実は、裁判所の速記官の場合は、高校を卒業しました者を二年間研修生として研修いたしましたので、それで一人前の速記官に育て上げる、そういう養成過程をとっておりますが、最近では各高校に速記官のパンフレットを配りますとかさういふふうな努力もしております。幸い、就職難という社会情勢があつたのかもしれないが、ことしの場合には応募者自体はかなりふえてまいりました。ただ、従前の研修の実績を見ますと、やはり機械でやりませ速記に対する適性というものが非常に難しゅうございまして、そのところで適性が無い者を採用しますと、二年間の研修の過程

で脱落してしまふ。かえつて御本人には気の毒なことになるといふふうなところもございまして、なかなか適性を持った者を確保するということが難しいわけでございます。ただ、委員御指摘のとおり、できるだけ定員を充足できるように努力をしていきたいと思つております。

○正森委員 時間ですから、終わります。

○高橋委員長 笹川君。

○笹川委員 本日は裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の審議でございますが、私は十分しかならないから、質問して答弁をもらつたらもう終わつてしまふので、まことに申しわけありませんが、時は金なりということもありませんので、私は言いつ放しになると思つておりますが、できた後で文書で御返事をいただければありがたいな、こういうふうにして思つております。これも国会改革の一助になるだろう、こう思つております。

国民は迅速に裁判を受ける権利がある、そのためには裁判官をどうしてもふやしていただきたいということ、これを読みましたが、この程度で大丈夫かなというふうな気持ちがありますが、いづれにしても、裁判官というのは、検察官の調べたものが本場に真正で正しいかどうか、そういう観点に立つて判決を下すわけですから、まさに法律の専門家であると同時に、社会常識がきちっと兼ね備えられた良識家の裁判官を育成していただきたい、これが国民としての願いであります。いやしくもこういう委員会、居眠つた裁判官を罷免しろとか、したかしないかなんていって最高裁判所の長官が謝ることのないような裁判官をつくつてほしい。このことをお願いをいたしておきます。

さて、せっかくの機会ではありますが、今まで法務委員会で質問をしようと思つておりましたが、実は法務省の方に静岡の弁護士会の会長の井口さんのものを写しをきのお渡ししてあると思つてますが、これにのつとつて質問をさせていただきます。御案内のように、今回セネコン事件で非常に世

間を騒がし、我々の仲間に逮捕許諾請求が出、あるいはまたそれに承諾の院の議決をいただいたわけでありまして、実は、それにかかわつて金沢という元検事が取り調べの最中に暴行したというところで逮捕されて、現在裁判になっております。こういうことが過去に前例があつたかどうか、ひとつ調べていただきたい。特にこの人は、日本国籍をたしか司法研修所に入所中に取得をしたというふうなことを考へておりますので、そういう例が過去にあつたかどうか、ぜひひとつお知らせをいただきたい。

特にこの静岡の方の声明の中に、取り調べの際に被疑者の品位を傷つけたり屈辱的な取り扱いをしてはならない、もしそういうことをした場合に、政府は実施状況を国連に報告することも義務づけられておる、こう書いてあります。もしさうだとすると、今回のように、まさに検察官が自分の権力を濫用して、けつたりたいたいたりがをさせたり、あるいはまた損害賠償の対象になつて、支払うということも国も承諾をしているわけですから、私は当然この報告の義務の中に入るのではないのかなというふうな気がいたしております。それから、その点について報告する義務があるかどうかをお尋ねしておきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

特にこの人は、大津でもあるいはまた静岡でもこういう事件を起こしたということも聞いております。過去に汚職事件で相当社会的に地位の高い人が、その人から直接聞いたわけですから名前を言うとかあいが悪いのですが、年のうんと若い検察官から、おまえこそへ立つて、おまえ非国民だといふ、もっと真つすく立て、おまえ非国民だとか死んじやつた方がいいとか、そういうことを事実言われたというのを聞きました。私は、そういうことは今までは信じられなかつたのですが、こういうことが新聞紙上にとんどん載つてくると、それぐらいのことでは言つたのかなというふう

に考えざるを得ない。特に警察官の調べで、例えば人のものをとつた

とか強盗したとか、そういうような事犯のときに多少行き過ぎた言葉を使うという事はかねがね承知をいたしています。しかし、そのときには、まさに検察官が警察の調査が間違っているかどうかという事を慎重に検討しながら、起訴するかしないかを決めていくのだと思うのです。そういう大切な役目を持っている検察官みずからがその禁を犯すということになりますと、これは国民とするとだれを信じていいかわからない、こういうことなるわけでありまして、私はこのことは、この一検事の性格が、あるいは個人的なという事じゃなくして、検察官全体があたかも正義の味方のようなことでやられている。

本来、正義というものには、ほとんど世の中には存在しないものであります。正義は何かというと、勝者であります。あの戦争裁判でも正義の名のもとに言ったけれども、現実には、正義というのは勝った人が正義の名のもとに裁判をしたのであって、負けた我々は何の発言権もなかったということでありまして、それは弁護士がついて弁護をすることでありますが、既に弁護士が弁護をするときには法廷であります。そうすると、法と証拠に基づいてということをよく専門家の人が言われるのですが、証拠に基づいて起訴をするならばもう調べる必要ないじゃないか、証拠があるのだから。では、その裏づけのために供述をとるのだということになると、証拠よりも供述の方がどんだんどんどん大きくなってしまふ。そういうことを考えると、まさに日本は民主国家になったわけでありまして、こういうことを委員会が質問をされたりすること自体が私は余り日本の国益のためにならないような気がしてならないわけでありまして。

少なくともこれは弁護士会という法曹界の団体が会長名で抗議文を出したわけでありまして、これは大変重く受けとめなければならぬ、こう考えておられます。特にこの件については検察庁の中で処分をされたということも聞いておられますが、戒告とかなんとかという処分というのは、も

とも役人が受けてもほとんどもう出世には関係ないですね。戒告処分を受けたからもう途中でだめになったという人は余り聞いたことない。特にこういう人を採用したということになると、採用した人は物すごく大きな責任があります。

例えば、日本の場合には医者になるのには国家の医師試験を合格するとなれます。しかし、アメリカでは教授が推薦しないと絶対なれない。そのとき、なぜかという、まず最初に一般の教養学部を卒業して、円満な良識ある社会人としてこの人が医者になることがふさわしいのだと言って初めて医学部に入れるわけでありまして。ところが、日本の司法制度そのものは、普通の上級職の試験と違って、まさに専門家だけを養成するわけでありまして、どうしても人間的に偏り過ぎる嫌いがあるのではないかとというような気が私はいたします。ぜひひとつその辺を十分に考えて、もし私の言ったことが違うということであれば、ひとつ後日御返事をいただければ結構であります。

さて、死刑の廃止問題で、実は私も議員連盟に入れたというお話を受けて入りました。もちろん法務大臣は、死刑賛成か反対か聞いてもこれはなかなか答えられません。現実には法が存在する以上、そこに所属する人間は忠実にその職務を遂行をする、当たり前の答弁でありますから、法務大臣にお聞きをしません。

ただ、死刑と無期というものが余りにも差があり過ぎる。無期というのは、大体、平均十八年八月たつと出所してしまふ。またそこで何か犯罪を犯して、殺されると、まさに国民は地球よりも重い命を奪われることになるということでありますので、私はぜひ仮出所のできる死刑制度を廃止していく方が、国際世論にも合致しているし、冤罪ということにもなるだろうと思っております。特に、今は外国人の犯罪が非常に多発しておりまして、もしも外国人が、盗人とか強盗程度はいけれども、連続殺人だとかあるいは複数の殺人

を犯したときに、当然今の日本の刑法でいけば死刑判決が出ると思うのです。出たときに、これを執行したときに、これは大変な問題になる。そうなる前になるべく法を改正していただきたいと思っております。法務省としては、自分の方から言い出しにくいのか、あるいは国際世論に基づいてするのか、議員立法で変えていくのか、あるいは法制審議会に聞かなければわからないというようなお答えになるか、この辺はこれから議論になっていただきたい、こう思っています。

一般社会人の常識からしますと、無期懲役というともう出られないというふうな考えであります。しかし、法律の専門家に言わせると十八年八月月で出ているのですから、二十年の懲役の満期であるよりは早く出ているわけですね。これはもう非常におかしい、こういうふうには思っておりますので、特に外国人のそういう犯罪というものがあるから、ぜひひとつ御意見を承りたいと思っております。さて、さっきどなたかが聞いていただいたと思うのですが……。

では最後に一つだけ。千葉刑務所に在監中の石川一雄さんの早期仮出獄を求めるといふ署名が来たわけでありまして、これを読んだら、刑が確定して十六年済んでいる、しかも、未決勾留日数が加算されると何と三十一年も拘禁されている、それなのになぜ、平均十八年八月月で出られるのに、この人が出られないのかという全く素朴な質問が出ます。しかし、実際、刑務所側からいうと、本人が罪を悔いて反省をしながらその刑に服したのならば十八年八月月で、しかし、やっけないやっけないんだというところになると、これは反省していないんだから、それはもう十八年だめですよ、無期なんだから、言葉のとおり無期入ってもらわなければならぬという答えが恐らく返ってくるんじゃないかと思っております。それはどう考えても社会常識、一般国民が考えることからするとちよつと答えが

違ふような気がいたします。無実を訴えるということは、その人の固有の権利であります。その人が中で暴れたりなんかした別だけれども、普通に刑を受けている、しかも拘禁、拘束されているということになると、私は、ほかの人と同じような扱いをしてあげることが社会的に妥当なんじゃないのかなという気がいたしますので、ぜひひとつ御返事をよろしく願います。

生まれて初めて十分で終わるといふ質問、本当に大変だということをお理解いただいで、質問を終わります。

○高橋委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 これより討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後零時五十五分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「六十二人」を「六十三人」に改める。

第二条中「二万五千五百一人」を「二万五千五百二十六人」に改める。

附則

この法律は、平成六年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年三月三十一日印刷

平成六年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局